

企画競争説明書

業務名称： インド国森林・生物多様性セクター情報収集・確認
調査

調達管理番号： 21a00132

【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3章 特記仕様書案
- 第4章 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」
とさせていただきます。

詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

また、見積もりの際には2021年度報酬単価（月額上限額）を適用してくださ
い。（2021年3月3日お知らせ参照）

<https://www.jica.go.jp/announce/information/20210303.html>

2021年4月21日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1章 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2021年4月21日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

- (1) 業務名称：インド国森林・生物多様性セクター情報収集・確認調査
- (2) 業務内容：「第3 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
 - (○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）
 - () 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）
- (4) 契約履行期間（予定）：2021年7月 ～ 2022年2月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

4 窓口

【選定手続き窓口】

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者：伊里舞子、Isato.Maiko@jica.go.jp

注）持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

南アジア部南アジア第一課（監督職員：同課の課長）

5 競争参加資格

（1）消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成 15 年細則（調）第 8 号）第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1）破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2）独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3）独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

（2）積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1）全省庁統一資格

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

2）日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR(Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。(本件では特定の排除者はありません)

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(2)に規定する競争参加資格要件を求めません(契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2021年5月6日 12時

(2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」(電子メール宛先及び担当者)

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 電子メール件名に「【質問】調達管理番号_案件名」を記載ください。

注3) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2021年5月12日までに当機構ウェブサイト上にて行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2021年5月21日 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料(プレゼンテーション実施する場合のみ)を、電子データ(PDF)での提出とします。上記(1)の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

(件名:「提出用フォルダ作成依頼_(調達管理番号)_(法人名)」)

なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説

明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2021年1月25日版）」を参照願います。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

（3）提出先：当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL

（4）提出書類：

1）プロポーザル・見積書

（5）プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

1）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

2）同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき

3）虚偽の内容が記載されているとき

4）前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

（6）見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、新たに公開された「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

1）「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

2）以下の費目については、別見積りとしてください。

a）旅費（航空賃）

b）旅費（その他：戦争特約保険料）

c）一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

d）直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

3）以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

特になし。

4）外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

a) 現地通貨=1.5048400 円

b) US\$ 1 = 110.2090000 円

c) EUR 1 = 129.3660000 円 ~~a) 現地通貨=1.46242 円~~

~~b) US\$ 1 = 105.743 円~~

~~c) EUR 1 = 129.4 円~~

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html）

（1）評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
 - a) 業務主任者／グリーンインフラ・気候変動対策 (2号)
 - b) 林業サプライチェーン・生計向上 (3号)
 - c) 生物多様性保全 (3号)
- 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 6.4 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35～45歳)が組んで応募する場合(どちらが業務主任者でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

最低見積価格との差(%)に応じた価格点

最低価格との差(%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2021年6月10日（木）までを目途にプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトにて公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、失注者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（e-propo@jica.go.jp）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についてもご確認ください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、
又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1.1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程(総)第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.2 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複製又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：森林管理、気候変動対策、グリーンインフラ、生物多様性保全に関する各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者／グリーンインフラ・気候変動対策（2号）
- 林業サプライチェーン・生計向上（3号）
- 生物多様性保全（3号）

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：業務主任者／グリーンインフラ・気候変動対策】

- a) 類似業務経験の分野：グリーンインフラ、気候変動対策、生態系活用防災・減災
 - b) 対象国又は同類似地域：全途上国
 - c) 語学能力：英語
 - d) 業務主任者等としての経験
- 【業務従事者：担当分野 林業サプライチェーン・生計向上】
- a) 類似業務経験の分野：森林管理、林業
 - b) 対象国又は同類似地域：全途上国
 - c) 語学能力：英語
- 【業務従事者：担当分野 生物多様性保全】
- a) 類似業務経験の分野：生物多様性保全
 - b) 対象国又は同類似地域：評価対象外
 - c) 語学能力：：評価対象外

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他(実施設計・施工監理体制)	-	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(26)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／グリーンインフラ・気候変動対策</u>	(26)	(11)
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	2
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／○○○○</u>	()	(11)
ア) 類似業務の経験		4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	2
エ) 業務主任者等としての経験	-	2
オ) その他学位、資格等		2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	()	(4)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	-	4
(2) 業務従事者の経験・能力： <u>林業サプライチェーン・生計向上</u>	(12)	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	3	
(3) 業務従事者の経験・能力： <u>生物多様性保全</u>	(12)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	0	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	4	

第3章 特記仕様書案

契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「インド国森林・生物多様性セクター情報収集・確認調査」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 調査の背景・経緯

インドにおいては、森林被覆率が1997年には100年前より50%近く減少し約19%まで落ち込む等、森林や生物多様性の減少や劣化が進み、強い危機意識を有したインド政府は、森林保全、国立公園及び野生生物保護区の設定、野生動物の狩猟・交易及び特定植物の採取禁止等の法制度整備等を進め、植林、森林保全、生物多様性の再生や保全活動等の強化を図ってきた。例えば、森林被覆率は2017年には約22%まで回復し、国全体としては減少から緩やかな増加に転じているが、州によっては人口増加、移動式焼き畑等非持続的な農業、開発活動等により被覆率の減少が続き、生息地の消滅・分断化や外来種の侵入・拡大による生物多様性が失われる等、依然として、植林、森林保全、生物多様性の再生や保全活動等の必要性は非常に高い。

さらに、インドでは、深刻な水ストレス（2018年には、6億人以上が水不足、水質汚染に晒され、2030年までには「飲料水が入手不能」となるインド国民は人口の約40%（5億人以上）にのぼると予測される（NITI Aayog, 2018））、多量の温室効果ガス排出（二酸化炭素排出量は世界3位、インドは、2005年を基準に、2030年までにGDP当たりの温室効果ガス排出量を33~35%削減することを国際公約）、2000年から2019年の間に約80,000人が自然災害で命を落とすなど洪水、高潮など災害の激甚化（国連防災機関）など、インドの持続性に大きな影響を与える深刻な課題に直面しているが、森林や生物多様性の再生や保全は、これらの課題の解決にも資する要素を有している。例えば、森林は水源涵養力を有し、温室効果ガスを吸収し、森林土壌の質により土砂流亡の度合いが変わるとされ、沿岸の森林は防潮などの効果も有し得る。

インド政府は、森林保全や再生を引き続き積極的に推進するとともに、温室効果ガスの削減にかかる国際公約実現のための方策であるNDC（National Determined Contribution）において中核の施策として、「グリーン・インド・ミッション及びその他の植林プログラムの完全実施」（環境森林気候変動省）を位置付ける等、様々な深刻な課題に対応すべく、1988年に策定された森林政策を30年ぶりに改訂し、新森林政策を策定しようとしている。その草案においては、生態系サービスの最大化、気候変動対策（緩和及び適応）、水循環・流域管理等、今後取り組むべき優先課題を打ち出しており、2018年にドラフトが公開され、近くインド政府において承認される見込みとなっている。

我が国はこれまで、参加型森林管理手法である共同森林管理（Joint Forest Management。以下「JFM」と言う。）の普及拡大支援を中心に、1990年代から森林管理の協力を実施してきた。これまでの協力において、大規模植林、森林周辺住民の生計向上、生物多様性保全等、時機に応じた協力を行ってきたが、上述のよ

うにインドの森林、生物多様性セクターを取りまく状況が大きく変わり、社会から求められる役割も変容していく中で、今後の協力のあり方について検討していく必要がある。

さらに国際社会においては、SDGs（持続可能な開発目標）やカーボンニュートラルに向けた気候変動対策、ESG（Environment, Social, Governance）への関心が高まり、これらへの貢献に資する活動を行っている企業や事業等に多額の市場資金が集まるなどの動きが加速しており、森林や生物多様性向上に向けた事業を取り巻く環境も大きく変容していることにも留意していく必要がある。以上のような背景を踏まえ、今般本調査を実施することに至った。

第3条 調査の目的と範囲

インド森林・生物多様性セクターをとりまく状況と新森林政策における施策等のレビュー、同セクターが温室効果ガスの削減等のインドの様々な深刻な課題解決に貢献できる潜在性、今後のセクター開発が社会において求められる役割の変化と開発効果増大に向けた方策、同セクターの開発を取り巻く状況変化（ESG投資の増加や他ドナーの支援方針・動向等）のレビューと民間の資金や技術を事業に動員するための方策、これらを踏まえた JICA の同セクターにおける中長期的な協力戦略を検討し、協力事業方向性につき検討を行うことを目的とする。

第4条 調査実施の留意事項

（1） 森林、生物多様性セクターの現況と新森林政策等政策方向性のレビュー

インドの森林・生物多様性の現状及び課題をレビューするとともに、現在策定中の新森林政策の内容、実施体制、同政策の効果的実現に向けた方策等を、環境森林気候変動省（Ministry of Environment, Forest and Climate Change, MOEFCC）や州政府の高官や学識経験者等の有識者へのヒアリング等を通じて分析、検討する。

また、森林政策との関連性の高い NDC 等カーボンニュートラルに向けた気候変動対策政策についてもレビューの上、森林・生物多様性セクターに期待される役割等についても分析、検討を行う。

（2） 森林、生物多様性セクターがインドの課題解決に貢献できる潜在性のレビュー

森林、生物多様性セクターが、水ストレス、防災、温室効果ガス吸収等、インドの深刻な課題の解決に貢献しうる潜在性をレビューする。①まずは、水、防災、温室効果ガス吸収以外に、インドの深刻な課題の解決に貢献し得る分野がもしあれば洗い出す。②その後、水、防災、温室効果ガス吸収、及び上記①で採り上げられた分野の課題解決への貢献を明確に企図した、森林、生物多様性セクターにおけるベンチマークとなる事業や研究等の取組を調査し、具体的にどのような事業を形成し得るか検討する。その際、案件形成段階における科学的根拠に基づく事業効果の想定方法、同効果発現にむけた具体的アクションのあり方、及び事業効果の評価手法等を提案できるよう留意する。

同様に、生計向上、木材生産等既にこれまでの JICA 事業で取り組みがある課題についても上記と同様の検討を行い、事業効果の更なる向上の可能性について検討する。

(3) アカデミアの研究水準のレビューと JICA 事業における連携余地の検討

日本、インド、諸外国の森林、生物多様性セクターの研究、とりわけ①効果的な森林被覆率の拡大、生物多様性の再生、維持に係る効果的な手法に関する研究や、②上記(2)でも述べた、森林、生物多様性セクターにおける、水、防災、温室効果ガス吸収、及び上記(2)①で採り上げられた分野の課題解決に貢献させる具体的取り組みに関する研究を洗い出し、内容をレビューし、JICA 事業で連携・発展する余地を検討する。

(4) SDGs や ESG 分野に高い関心を有している企業との効果的連携に向けた方策の検討

地球温暖化の様々な影響の顕在化等を背景に、企業による持続性への関心が高まっている。このような状況を踏まえ、SDGs や ESG 分野の取組みや今後の関心についてレビューし、JICA 事業における連携の在り方や具体的な連携策について検討を行う。検討にあたっては、地球環境部が設置予定の官民連携プラットフォームも活用しつつ、日本の林業や製紙業、さらには企業の社会的責任活動等も考慮しつつ、インドの森林・生物多様性に潜在的に関心を持ちうる企業と意見交換を行うこと。また、投資家向けの、ESG 分野における企業の取組を評価する格付の枠組などにも留意し、企業にとって当該格付けにおいて訴求的な活動となるよう検討すること。当該連携策につき、インドの森林当局とも意見交換を行い、具体的な連携方策を検討し提案する。

(5) JICA による協力量針の提案

上記(1)～(4)を踏まえ、JICA による協力量針を提案する。提案においては、提案を実施していくために必要な、研究分野、政策担当者や現場森林官等にとってもとめられる知見やそれらの知見を普及していくための研修活動の提案を行う。さらに、上記(3)及び(4)で述べたとおり、アカデミアや民間企業との連携を重視、より大きなインパクトをもたらし得る取り組みを重視する。

なお、MOEFCC は、新森林政策の重点分野の一つを流域管理とし、チャティスガル州、マディヤ・プラデシュ州、グジャラート州、マハラシュトラ州に跨るナルマダ流域を対象とした流域管理パイロット事業案の構想を有しており、MOEFCC の意向も十分に踏まえたものとしていく。

(6) ステークホルダー分析

森林、生物多様性セクターのみに止まらない事業効果の発現の追求や、事業においてもアカデミア、民間企業等との連携を模索していくとなると、ステークホルダーは多岐に亘ることが想定される。上記(5)で提案された協力量針のうち、優先度が高く有力な取り組みにおける MOEFCC の部局、研究機関、州森林局、他ドナー等につ

いて情報を収集し、各機関の提案事業への関心の有無、連携の際の体制のあり方、課題等を分析し提案する。

(7) 調査対象地域

具体的な調査対象地域は、MOEFCC があるデリー州、森林関連研究機関が多数集中しているウッタラカンド州をはじめ、上記(5)の通り、ナルマダ流域管理パイロット事業の対象州であるマディヤ・プラデシュ州やグジャラート州等が想定されるが、治安状況等にも留意しつつ、詳細は調査の中で検討する。

第5条 調査の内容

上記「第4条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、本業務の背景及び目的を十分把握の上、以下の調査を行う。ただし、以下に示した以外に効果的・効率的な調査方法・スケジュールがある場合にはプロポーザルにて提案する。

(1) インセプションレポートの説明・協議

既存の関連資料、情報、データを整理・分析・検討するとともに、詳細な調査内容及び工程を検討する。検討にあたっては、作業の効率性を十分に考慮し、JICA と十分に協議を行うこととする。

上記の結果や現地調査に当たって関係機関等に対応を求める事項などを取り纏めてインセプションレポート（英文）を作成し、JICA に提出する。

(2) インド森林・生物多様性の現状と課題の分析

以下の項目を含むインドにおける森林及び生物多様性に関する現状と課題について、情報収集を行った上で分析を行う。

ア) 概要：森林被覆率推移、生物多様性推移、増減要因

イ) 地域別の特徴：森林・生物多様性に関して自然環境、森林資源量等を元としたインド国内の地域・州の類型化、地域別特徴の把握

ウ) 利用状況：特用林産物含む林産物の利用状況、林業産業（公社及び民間業者）、経年変化

エ) 生態系サービス：社会経済に影響を与えている生態系サービスの特定、経年変化

オ) 気候変動の影響：気候変動の現状と予測、社会経済への顕在的・潜在的影響、NDC 含むインドの気候変動対策（緩和・適応）のレビュー、REDD+の現状と今後の取り組み方向性、森林・生物多様性分野の排出削減への貢献可能性

カ) 援助機関（世界銀行、GIZ 等）による開発事業：事業概要、インド側実施体制、事業を通じた教訓・提言

(3) 新森林政策のレビュー

ア) 新森林政策についてその内容と実施体制について確認する。特に、MOEFCC と州森林局の役割・責任分担、MOEFCC 内での担当部署、林業公社と民間企業の役割・協力関係等について確認する。

イ) その上で、同政策の効果的実現に向けた方策の検討、それに当たっての課題の抽出を行う。

(4) 森林・生物多様性セクターがインドの課題解決に貢献できる潜在性のレビュー

ア) 森林・生物多様性セクターが解決に貢献し得る、インドの社会課題の洗い出しを行う。新森林政策で言及されている気候変動対策、水資源等の確認を行うが、それら以外にも森林・生物多様性セクターが貢献し得る課題について広く確認する。

イ) 特定された社会課題の解決を明示的・科学的に目的とした事業・研究の有無、成果、教訓等を確認する。

ウ) 確認された情報を元に、特定された社会課題解決のための事業化の際の検討課題を取りまとめる。

(5) アカデミアの研究水準のレビューと JICA 事業における連携余地の検討

ア) 特定された社会課題に関する研究を行っている日本、インド、及び必要に応じてその他の国の研究機関及び研究者について調査する。特に具体的取り組みに繋がる研究を重視する。

イ) JICA 事業との連携方法について、連携によって期待される事業成果を明示しつつ複数の案を作成の上、連携可能性及び連携による付加価値の高い研究機関の優先順位付けを行う。

ウ) 優先順位に基づき、具体的連携方法について研究機関からヒアリングを行う。ヒアリング結果を元に実現可能性を検討し、連携方法の更新を行う。

(6) SDGs や ESG 分野に高い関心を有している企業との効果的連携に向けた方策の検討

ア) SDGs、ESG、気候変動対策等に関心の高い本邦企業について調査を行う。この段階ではインドへの進出有無は問わず、広く潜在的パートナーの洗い出しを行う。

イ) 地球環境部が設置予定の官民連携プラットフォームも活用しつつ、企業の SDGs や ESG に関する問題意識・課題についてヒアリングを行う。

ウ) 民間企業と ODA 事業の連携方法について案を作成する。作成に当たっては、企業価値向上への具体的な効果等 JICA 事業との連携による企業へのメリットを明示する。

エ) ヒアリング結果と作成した連携方法案に基づき、連携可能性及び連携による付加価値の高い企業の優先順位付けを行う。

- オ) 優先順位に基づき、具体的連携方法について企業からヒアリングを行う。ヒアリング結果を元に実現可能性を検討し、連携方法の更新を行う。
- カ) インド政府の民間連携方針及び具体的連携事例を確認する。
- キ) ヒアリング結果及び連携案を示しつつ、企業との連携によるインド政府へのメリットについて取りまとめの上、インド政府に説明の上意見を聴取する。

(7) インテリムレポートの作成・説明・協議

(6) までの調査結果をインテリムレポートとして取りまとめる。インテリムレポートについてはドラフトを作成し、JICAと協議を行い、必要な修正を行った上で、インド側関係機関と協議を行い、合意を得る。

(8) JICAによる協力量案の提案

- ア) これまでの調査結果を元に、JICAが今後中長期に渡って取り組むべき領域を検討する。検討に当たっては今後のインド社会、国際社会、日本社会の趨勢も鑑み、より社会経済的に必要性が高く、大きなインパクトが期待される領域を重視する。
- イ) 新森林政策の下で MOEFCC 等インド政府が今後実施を検討している事業をレビューしつつ、検討した新領域における協力の具体案、留意事項等について検討を行う。

(9) ステークホルダー分析

検討した協力量案を実現するに当たって、以下の分析を行う。

- ア) MOEFCC の組織体制
- イ) 主要事業（森林管理、生物多様性保全、生計向上等含む）及び担当部署
- ウ) MOEFCC の予算
- エ) 中央政府と州との役割分担
- オ) 関連する研究機関及び研究内容の把握（MOEFCC 傘下研究機関及び大学含む国内主要研究機関）
- カ) 他ドナーの支援方針・動向

(10) ドラフトファイナルレポートの作成

調査の結果を踏まえ、調査結果の全体を取りまとめたドラフトファイナルレポートを作成し、JICA 及びインド側関連機関（MOEFCC、MOEFCC 傘下研究機関、州森林局（対象州が明示される場合）を想定）に説明の上、コメントを受ける。

(11) ファイナルレポート作成に向けた協議

上記で受けたコメントを踏まえ、更なる情報収集・協議が必要となった項目に関し確認を行った上で、ファイナルレポートへの変更点についてJICA及びインド側関係者

等に説明し、内容につき協議を行う。

(12) ファイナルレポートの作成
調査全体の結果を取り纏め、ファイナルレポートを作成する。

第6条 報告書等

(1) 調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。加えて、JICAからの要請に応じて、各報告書の電子データを提出するものとする。なお、本契約における成果品は「ファイナルレポート」とする。

(ア)業務計画書

記載事項：共通仕様書第6条に記載するとおり。

提出期限：契約開始後10営業日以内

提出部数：和文3部（簡易製本）

(イ)インセプションレポート（IC/R）

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容等

提出時期：契約開始後1か月以内

提出部数：英文2部（JICA 1部、先方機関1部）（簡易製本）

(ウ)インテリムレポート（IT/R）

記載事項：現状と課題、新森林政策のレビュー、課題解決貢献潜在性、アカデミア研究水準、企業連携方策 等

提出時期：2021年9月上旬

提出部数：英文2部（JICA 1部、先方機関1部）（簡易製本）

(エ)ドラフトファイナルレポート（DF/R）

記載事項：協力方針案、ステークホルダー分析 等

提出時期：2021年11月中旬

提出部数：英文2部（JICA 1部、先方機関1部）（簡易製本）

(オ)ファイナルレポート（F/R）

記載事項：DF/Rの内容を踏まえた調査結果の全体成果、要約、各現地調査時のインタビュー内容を記載した議事録、現場視察等で撮影した写真（30枚程度）

提出時期：2022年2月上旬

提出部数：

① 英文（製本版） 5部（JICA 3部、先方機関 2部）

② 英文（製本版の CD-R） 3セット（JICA 2セット、先方機関 1セット）

③ 和文要約（製本版） 4部（JICA）

④ 和文要約（CD-R） 3セット（JICA）

(カ)デジタル画像集

調査時に収集した画像データ。作成時には画像を格納するだけでなく、各画像に説明（キャプション）を付すこと。

(2) 報告書の作成・印刷仕様

- (ア) 上記(1)(オ)以外の報告書の作成仕様は、A4版、タイプ打、両面コピー、章毎改頁の編集及び簡易製本とする。
- (イ) 上記(1)(オ)の報告書の印刷仕様及び電子化ファイルの作成仕様は「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」のとおりとする。

(3) 収集資料

現地調査時に収集した資料及びデータは分野別・項目別に整理してリストを付した上で発注者に提出する。なお、インターネット上でデータの収集が可能なものについては、情報源として使用したURLを記載する。

(4) 報告書作成にあたる留意点

- (ア) 各調査報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。
- (イ) 各調査報告書は、インド国政府への提出に先立ち、事前に JICA に提出し、承諾を得ること。
- (ウ) 各調査報告書表紙の裏面には、調査時に用いた通貨換算率とその適用年月日を記載すること。
- (エ) 各レポートには、その内容の要点を記載したサマリーを加えること。F/R については、調査結果の概要を 3~5 ページ程度に取りまとめ、本文と色違いで最初の部分に入れること。
- (オ) F/R の作成にあたっては、装丁等が華美に流れ過ぎないように、常識の範囲内で極力コストダウンを図ること。
- (カ) レポートが特に分冊形式になる場合は、本論と例えばデータの根拠との照合が容易に行えるよう工夫を施すこと。
- (キ) 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成にあたっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する英文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。
- (ク) レポートで引用した統計、資料、数値等については、必ず出典を明記すること。

ファイナルレポート目次案

注) 本目次案は、発注段階での案であるため、最終的な報告書の目次は、現地調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。

第1章 インド森林・生物多様性セクターの概要

- (1) インド森林・生物多様性セクターの現状と課題
- (2) 新森林政策の方向性
- (3) 気候変動対策の方向性及び森林・生物多様性セクターの役割

第2章 社会問題及び森林・生物多様性セクターの貢献可能性

- (1) インドにおける社会課題
- (2) 森林・生物多様性セクターの貢献可能性
- (3) 開発事業を通じた具体的貢献方法

第3章 森林・生物多様性に関する研究活動及び連携可能性

- (1) 森林・生物多様性に関する研究分野及び主要研究機関
- (2) 社会課題解決に資する研究
- (3) 開発事業における具体的連携方法

第4章 森林・生物多様性セクターにおける民間企業の動向及び連携可能性

- (1) SDGs、ESG 投資を踏まえた企業動向
- (2) 民間企業における森林・生物多様性セクターへの関心領域
- (3) 開発事業における具体的連携方法

第5章 森林・生物多様性セクターにおける協力量針

- (1) 今後の社会情勢を踏まえた中長期的に取り組むべき課題
- (2) 軸となる協力領域
- (3) 協力領域におけるインド政府の方針及び構想
- (4) 協りに当たってのステークホルダー分析
- (5) 協力量針及び留意事項

第4章 業務実施上の条件

(1) 業務工程

本調査は2021年7月上旬に開始し、最終的に調査結果及び提言を取りまとめたファイナルレポートを2022年2月上旬に提出します。なお、作業工程に係るより合理的な提案がある場合、その理由とともにプロポーザルにて提案して下さい。

時期 項目	2021年						2022年	
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
第一次 国内作業								
第一次 現地調査		■						
第二次 国内作業								
第二次 現地調査				■				
第三次 国内作業								
第三次 現地調査						■		
第四次 国内作業								
報告書 提出	ICR ▲		ITR ▲		DFR ▲			FR ▲

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 11.5 人月 (M/M) (現地：10M/M、国内1.5M/M)

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／グリーンインフラ・気候変動対策（2号）
- ② 林業サプライチェーン・生計向上（3号）
- ③ 生物多様性保全（3号）
- ④ ESG 投資
- ⑤ アカデミアとの連携
- ⑥ 流域管理

(3) 現地再委託

現地再委託は想定なし。

(4) 配布資料／閲覧資料等

1) 配布資料

なし

2) 公開資料

➤ JICA Supported Forestry Projects in India

https://www.jica.go.jp/india/english/office/others/c8h0vm00004cesxi-att/brochure_14.pdf

(5) 対象国の便宜供与（必要な場合に記載）

特になし。ただし、業務の実施に当たってはMOEFCCの協力を得られることを合意済み。

(6) その他留意事項

1) 安全管理

① 治安状況の確認

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録することとし、現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICAインド事務所、在インド日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特にサイト視察等に伴う移動や地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制を日本国内からの支援体制も含めプロポーザルに記載する。なお、以下の対応を行い、必要な経費を計上すること。

(ア) 契約時点における渡航計画を所定の書式にて事前にJICAに提出するとともに、渡航計画の変更があった場合は直ちにJICAに報告を行うこと。特に現地滞在中における渡航計画の変更に際してはJICAインド事務所にも報告すること。

(イ) 上記(ア)と併せて、インドに渡航・滞在する際には、所定の書式に団員別に滞在先、移動手段等を記載し、JICAインド事務所に次週の予定を毎週水曜までに送付すること。なお、書式に変更がある場合はJICAの指示に従うこと。

(ウ) 有事の安全対策として、コミュニケーションツールを複数確保し、無線LAN接続可能な携帯電話（スマートフォン）に加え、無線インターネット用のデータ通信端末（モバイルルーター、現地にて入手可能）等を用意すること。なお、通信費に計上する備品以外に安全対策として追加で必要な備品がある場合は、安全対策費用として別見積とすること。

(エ) 現地再委託を行う場合、再委託業者が第三国から調達となった場合においても、緊急事態への対応が適切にとられるよう必要な策を講じた契約を行うこと。

(オ) 現地での調査実施にあたってはJICAインド事務所、在インド日本大使館（必要に応じて各地域領事館）と逐次情報交換、確認を行うとともに、連絡を密にとること。また、インド国内での安全対策についてはJICAインド事務所安全班の指示に従い、地方部において現地調査を実施する場合は、調査実施の2週間前までにJICAインド事務所に行程案を提出し、承認を得ること。危険度の高い地域への渡航を行う場合には、派遣前に、必要に応じJICA本部安全管理部による安全管理ブリーフを受けること。

② 行動規制

(ア) 活動に際しては、現地事情に精通したカウンターパート等を同行させること。

(イ) 移動にあたっては原則、手配車両を使用し、公共交通機関等は避けること。

(ウ) 必要に応じ、JICAインド事務所より地元警察等の警護を依頼することがあるため、その際は警察と同行を共にすること。（警護手配に係る費用はJICAが負担する）

(エ) 都市間及びサイト視察は、基本的に日中のみとし、早朝・夜間の移動は禁止する。

③ 通信手段

(ア) 各都市間の陸路移動、及び各都市と周辺部との陸路移動の際は、現地で利用可能な携帯電話を携行する。

(イ) 事前にカウンターパート等現地受入機関担当者の氏名及び携帯番号等連絡先を入手し、事務所に報告する。

④ 安全な宿舎の手配

在インド日本大使館やJICAインド事務所からの意見も参考に、渡航の事前に安全な宿舎を確保すること。

2) インド地図の扱い

(ア) 国連地図¹を複製使用する。複製使用に際し、加工を加えずに掲載する場合には、国連に使用許諾を得た上で、国連地図であることを明示して使用する。また加工を加える場合には、国連の名称及び地図番号を削除した上で、以下の注意書を加える。(国連の地図使用については国連地理空間情報局の使用許諾に係るガイドライン²を参照)。

A) データの参照元が国連である

B) 当該加工はJICAによるものである

C) 領土、国境等に関するJICAとしての公的な見解を示すものではない³

(イ) 各国が主張する国境と実効支配線を全て表示するとともに、主張に相違がある地域(カシミール及びアルナーチャル・プラデシュ地域)については、配色等でどの国の領土であるかを示さない((ア)で示した国連地図と同様の対応)。やむを得ず配色しなければならない場合は、キャプション表示等により議論のある地域を覆う工夫を加える。また、領土、国境等に関するJICAとしての公的な見解を示すものではないとの注意書を加える。

(ウ) 各国が主張する国境及び実効支配線を点線表示するとともに、主張に相違がある地域(カシミール及びアルナーチャル・プラデシュ地域)については、配色等でどの国の領土とみなしているかを表さない。また、(イ)同様に、領土、国境等に関するJICAとしての公的な見解を示すものではないとの注意書を加える。

3) 新型コロナウイルス

本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関してはJICAと協議の上決定致します。また、現地への渡航が困難である場合もご留意いただき、調査手法についてご考慮ください。

¹<http://www.un.org/Depts/Cartographic/english/htmain.htm>

²<http://www.un.org/Depts/Cartographic/english/about.htm>

³記載例 "This map, based on a UN map, modified by JICA. The depiction and use of boundaries, geographic names and related data shown on map do not necessarily imply official endorsement or acceptance by JICA."